

第19回 町民健康づくり パークゴルフ大会

町国民健康保険では、健康づくりのためのパークゴルフ大会を開催します。

町民皆さんの参加をお待ちしています。

- 期 日 8月21日(日) 受付午前9時から
雨天決行
- 会 場 町営パークゴルフ場
- 参加資格 町民
- 参 加 料 1名1,000円※昼食等を含む。
- 申込締切 8月16日(火)
- 申込み・問合せ 町営パークゴルフ場
(クラブハウス窓口) TEL 75-1078

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

9月のくみ取り地区は、別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹となります。9月にくみ取りが必要な方は、**8月20日まで**にお申込みください。特に夏場は繁忙期となるため、緊急の申込みは他の方に大変迷惑がかかります。一杯にならなくてもくみ取りは行えますので、早めの申込みをお願いします。

問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）



別海町ごみの減量化大作戦! その21

5月1日からごみ・資源の分別区分が12分別から17分別に変更となりました。既に、全戸配布しました新しい「ごみ出しルール」を改めてご確認の上で分別をお願いします。

リサイクル率30%を達成するため、「くつ・かばん」の分別区分をまとめた表を以下のとおり作成しました。

海外において再使用するため、汚れているもの、穴の開いたもの、気候や風土によりニーズのないものは、もえるごみやもえないごみとなりますのでご理解願います。

家庭の中で掲示し、ごみステーションに出す前に確認してください。

べっかいのごみ出しルール「使えるくつ・かばん」の分別事典



種別	分 別 区 分			
	使えるくつ・かばん	もえるごみ	もえないごみ	粗大ごみ
くつ	- 革靴 ・子供靴 ・スニーカー - ランニングシューズ - サンダル ・ビーチサンダル - パンプス ・ブーツ ・長靴	- 汚れたり穴の開いた靴 - 下駄 ・スリッパ - 雪駄 ・草履 - 運動用スパイク(金具なし)	- スケート靴 ・スキー靴 - スノーボードブーツ - 運動用スパイク(金具付き)	
かばん	- セカンドバッグ ・ハンドバッグ - ショルダーバッグ ・ポストンバッグ - トートバッグ ・ランドセル - リュックサック ・財布 - キャリーバッグ及び旅行かばんで45cm×45cm×90cm未満のもの	- 汚れたり穴の開いた財布 - 汚れたり穴の開いたかばんで50cm四方以内のもの	- 汚れたり穴の開いたキャリーバッグ及び旅行かばん - 汚れたり穴の開いたバッグで50cm四方を超えるもの - いずれも指定の青いごみ袋に入るものに限りです。	キャリーバッグ及び旅行かばんで45cm×45cm×90cm以上の大きさのもの

「きれいな古繊維」と「小型家電」の回収ボックスを撤去します

5月1日から、「きれいな古繊維」と「テレビ以外の小型家電」については、ごみステーションに排出可能となりましたので、現在、町内数箇所に設置している専用の回収ボックスを10月末をもって撤去します。

最寄りのゴミステーションを利用し、引き続き古繊維と小型家電のリサイクルにご協力をお願いします。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

「別海町戦没者追悼式」の 実施について



- 日時 8月15日(月)
- 時間 午前10時30分から11時30分
- 場所 中央公民館

先の大戦における戦没者に対し、追悼の誠を捧げるとともに、平和への誓いを次の世代へと継承するため、別海町戦没者追悼式を執り行います。

なお、一般参列を希望される方は、8月8日(月)までに下記担当へご連絡ください。

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1310）

児童扶養手当の「現況届」は忘れずに

児童扶養手当（ひとり親家庭に支給される手当）を受給している方は、毎年8月に現況届の提出が必要です。この届出は前年の所得及び8月1日現在の状況を確認し、8月以降引き続き手当を受けられるかどうかを審査するためのものです。提出されなければ8月以降の手当を受けられなくなりますので、必ず期限内に手続きしてください。

現況届は7月31日までに児童扶養手当受給中の方に郵送しています。

ただし、7月以降に別海町で認定請求した方は、本年度は提出を省略できるため郵送はありません。

- 提出書類 郵送される書類でご確認ください。
- 提出期限 8月31日(休)
- 提出場所 下記担当又は各支所

児童扶養手当の第2子の加算額及び第3子以降の加算額について

平成28年8月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正され、下記のとおり変更されています。

- 第2子 月額5,000円から最大で月額10,000円へ変更。
- 第3子以降 月額3,000円から最大で月額6,000円へ変更。 ※所得に応じて決定されます。

問合せ／こども・子育て担当（内線1314）

高齢者向け臨時福祉給付金のお知らせ

年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請は9月1日(日)まで

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者の方を支援するために、高齢者向け臨時福祉給付金が支給されます。

■支給対象者

- ①平成27年1月1日現在、別海町に住所を有している方。
- ②平成27年度分住民税（均等割）が課税されていない方（非課税）。
ただし、課税されている方に扶養されている場合は対象外です。また、生活保護受給者も対象外です。
- ③平成28年度中に65歳以上になる方。（昭和27年4月1日以前の生まれの方）

■給付金額

1人につき30,000円 ※給付は1回に限ります。

■手続き方法

次の①から③を持参の上、役場福祉課、各支所又は連絡事務所で申請願います。

- ①印鑑
- ②健康保険証や運転免許証などの申請する方全員の身分を証明できるもの
※代理人が申請する場合は、代理人も身分証明書と印鑑が必要です。
- ③通帳

■申請受付期間 9月1日(休)まで



問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1310）

いきいき元気あっぷ 健康体操教室日程

9:45～受付 10:00～11:30体操教室

	中央公民館	東公民館	西春別 ふれあい センター
8月	4日(木)	9日(火)	23日(火)
9月	8日(木)	13日(火)	20日(火)

※会場の都合や天候により予定を変更することがあります。

地域包括支援センターから

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として、月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開いています。

認知症予防にもつながる「脳活性化を意識した運動」も行います。

参加
対象者

- ①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。
- ②誰かと一緒に運動したり、健康寿命を延ばす活動をしてみたい方(64歳以下でも可)。
- ③介護認定を受けていない方。

※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いします。



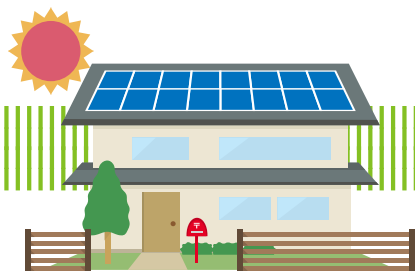
参加費無料

地域包括支援センターは、高齢者の介護や生活の困りごとの総合相談窓口です

■申込み・問合せ／TEL79-5500（直通） 役場 1 階福祉部内

農政課から

住宅用太陽光発電システム 補助事業の終了について



町では、住宅用太陽光発電システムを新たに設置する町民に対し、事業費の一部を助成しています。

本事業は、平成21年から事業を行っていますが、導入されたシステムの合計出力が当初目標の2倍を超えており、当初の目的を十分に達成したことから、**平成28年度で事業を終了させる予定**としています。

本年度、自宅に住宅用太陽光発電システムの設置を検討されている方は、早めの申請をお願いします。

なお、補助金額や事業の詳細などについては、下記URLページをご覧ください。下記担当までお問合せください。

■町ホームページ内 補助事業案内 <http://betsukai.jp/blog/0001/index.php?ID=2783>

問合せ／農業施設担当（内線1415）

商工観光課から

スポーツ合宿受入への 協力と応援について

町とスポーツ合宿受入協議会では、スポーツの振興と商工業発展のため、実業団や大学などの選手を積極的に誘致しています。

この趣旨にご理解いただき、沿道を走っている選手には、暖かい声をかけていただくとともに、車の運転に関してもご配慮いただきますようお願いいたします。



問合せ／別海町スポーツ合宿受入協議会

事務局 商工観光課 商工・労働担当（内線1621）

排水設備工事責任技術者 試験のお知らせ

町では、排水設備指定工事店の資格要件に排水設備工事責任技術者の資格が必要となります。

つきましては、右記のとおり試験が行われますのでお知らせします。

なお、既に登録している方は、受験の必要はありません。

問合せ／管理担当（内線4513）

名 称	平成28年度北海道排水設備工事責任技術者試験 ※北海道地方下水道協会に委託して実施します。
日時・場所	10月25日(火) 北見、函館 10月26日(水) 釧路、室蘭、旭川 10月27日(木) 帯広、苫小牧、岩見沢 10月28日(金) 札幌 午後1時30分から午後3時30分まで
手 数 料	受験料 5,000円
受 付 期 間	8月24日(水)から9月2日(金) ※土、日曜日は除く
受 付 場 所	役場2階 上下水道課 管理担当
そ の 他	試験用問題集、テキストが販売されています。任意購入となっていますので、必要な方は下記まで直接お問合せください。 ＜ご注文先＞ 公益社団法人 日本水道協会 総務課 図書係 TEL 03-6206-0251 FAX 03-6206-0265 ホームページ http://www.jswa.jp/publications/books ※試験前講習会はありません。

監査委員事務局から

監査の結果に関する報告に 基づいて講じた措置の公表 平成27年度定期監査結果措置状況等通知書

監 査 実 施 年 月 日 平成27年11月18日から
12月1日までのうち9日間
結果報告書提出年月日 平成28年1月21日

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置等について、別海町長より通知がありましたので、地方自治法第199条第12項並びに別海町監査基準第32条第2項の規定により次のとおり公表します。

別海町監査委員 志賀 正章、田村 秀男、森本 一夫

週休日の振替について

指摘事項 職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条では、週休日に勤務を命じたときには、規則に定めた期間内に週休日を割り振ることができる」と規定されている。一方、別海町職員の給与に関する条例第11条第4項で、1週間の正規の勤務時間を越えて勤務した全時間に対して1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すると規定されている。従って勤務を命じた週休日と同一週内に週休日を割り振ることができないときは超過勤務手当を支給しなければならないが、このことを理解し割り振り又は手当を支給している部署は一部であった。任命権者は週休日等に特に必要があり勤務を命ずるときは、これらの条例の趣旨を十分理解し、振替日の調整及び事務処理が適正に執行されるよう改善されたい。

措置結果

週休日の振替等の取扱い注意事項について、時間外勤務の縮減と併せて、改めて通知しました。
(担当 総務課)

学務課から

教育委員の新任について

6月13日に開催された別海町議会定例会において、粥川一芳さん（西春別駅前）が新たに教育委員に任命されました。粥川さんの任期は、平成28年6月14日から平成30年10月11日までの2年4カ月です。

問合せ／総務担当（内線3611）

粥川一芳さん

